

収穫後の備えは大丈夫ですか？

農作物共済、果樹共済、畑作物共済の加入農産物を対象に**保管中の損害を補償する『保管中農産物補償共済』**が令和2年9月1日からスタートしました。

保管中農産物補償共済の概要



☆建物に**保管中の農産物**を補償します。

※ 他人から預かった農産物は補償の対象外となります。

※ 保管中とは、出荷前の一時保管、販売目的の保管のことをいいます。乾燥・調製等の作業中で建物内にあるものも対象となります。

☆補償対象は、**農作物共済、果樹共済、畑作物共済**に加入している農産物のうち、加入者が選択します。

☆補償する額は、**1品目につき、1口・100万円**から加入できます。

☆対象となる事故は、**風水害、火災、雪害、地震**などに加えて**盗難及び運送中の事故**が対象になります。

※ 盗難については、盗難によるき損、汚損を含みます。

運送中の事故については、運送業者等が運送を担う場合は除きます。

加入タイプ

☆ 2つの加入タイプから選択できます。

Aタイプ (出荷前の一時保管に対応)

連続する **120日間**を補償します。

Bタイプ (自家販売などの通年保管に対応)

連続する **1年間**を補償します。

共済掛金

☆ 1品目につき **1口 (100万円) 当たり**

Aタイプ 2,500円

Bタイプ 6,500円

(上記金額には事務費賦課金も含まれています)

共済金のお支払い

☆ 保管中農産物の損害額を共済金としてお支払いします。
(ただし、契約口数に100万円を乗じた額が支払限度)

損害額 = 損害数量 × 1kg当たりの価額 (注1)

(注1) 農作物共済、畑作物共済及び果樹共済において農林水産大臣が告示する1kg当たり共済金額の最高額を使用します。

【例】 納屋に泥水が流れ込み保管中の玄米50俵 (3,000kg) が損害。

損害の額 = 3,000kg × 200円 (注2) = 600,000円
共済金 = 600,000円

(注2) 玄米1kg当たりの価額が200円の場合